

確認検査業務のデジタル化・ペーパーレス化の推進について

日頃より弊社の確認検査業務に対し、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年4月1日からの建築基準法・省エネ法の大改正に併せて、国土交通省より効率的な建築行政の推進のため、確認検査手続き等の積極的なデジタル化・ペーパーレス化を民間確認検査機関においても要請されているところです。

弊社につきましてもこれに従い、以下の項目についてデジタル化・ペーパーレス化を進めることとなりました。

① 確認申請等の電子申請対象の拡大

これまで建築基準法第6条第1項第4号建築物（令和7年4月1日より「新3号建築物」となるもの。）のみを対象としておりましたが、令和7年4月1日から建築基準法第6条第1項のすべての建築物、建築基準法施行令146条第1項第1号に規定する建築設備、同第138条第1項に規定する工作物、建築基準法第7条の6に規定する仮使用認定についてを対象とします。

② 申請書副本のペーパーレス化

これまでは電子申請であったものについても、副本を紙印刷してお返ししておりましたが、令和7年4月1日から電子申請については、副本は確認済の電子印が押印された電子データでお返しします（但し、消防同意案件については未だ電子データでの同意の手法が確立されていないため、対象外とします。）。

③ 検査予約システムの構築

これまでは弊社業務時間内のみの電話による検査予約を行ってまいりましたが、今後は業務時間外でも予約ができるネット申請予約システムを構築中です。こちらの導入時期につきましては準備ができ次第お知らせします。